

令和7年度 第2四半期(令和7年7～9月) 求職者支援訓練の募集枠について

令和7年3月24日
滋賀労働局

令和7年度第2四半期(7～9月)の求職者支援訓練のコースを次のとおり募集します。

募集枠(上限値)

		(人)
基礎コース		30
実践コース	介護系	15
	デジタル系	30
	その他	23
	eラーニングコース	25
合計		123

注 基礎コース・実践コース及び実践コースの各分野で認定されなかった
余剰定員及び中止になった訓練科がある場合の定員は、基礎コース・実践
コース及び実践コースの各分野間での振替を可能とします。

《うち新規参入枠》

		(人)
基礎コース		30
実践コース		70
合計		100

注 認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために
同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることができるものとします。

申請数の制限

募集期間における1機関(法人、個人単位)が行える全体の申請数については、「基礎コース」
は1訓練科までとし、かつ、「実践コース」を含む全体の申請数は2訓練科までとします。

求職者がより多くの訓練コース・カリキュラムを選択できるよう、1コースあたりの定員は
15人を上限とします。

選定コース数の制限

基礎コース、実践コースの各分野で、同月、同一地域(ハローワーク管轄単位)の認定申請が
複数重なった場合は、開講月、地域の重複を避けるため1コースを選定することとします。

申請先

認定申請は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部で受け付けます。

その他

第2四半期より、eラーニングコースの認定申請受付を開始します。